

令和6年9月9日

東京都知事 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都情報公開条例第39条第4項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年7月26日付6中精事第924号により、当審議会に対して諮問された「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付に関する事務（以下「本件事務」という。）における **Public Medical Hub**（デジタル庁による「自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム」のこと。以下「PMH」という。）を活用した情報連携については、現時点で未確定の事項があることが確認できた。

現時点で把握している情報を基に個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析してリスクを軽減するための適切な措置を講じる準備が進められているとは認められるものの、一部、十分な措置を講じていることが確認できない等の課題が残されている。

については、引き続き準備を進めていく上で留意が必要な事項等について、次のとおり意見する。

1 委託等の取扱いについて

- (1) 本件事務について、30 万人近い対象者の情報を取り扱っており、大規模な業務と言えることに鑑みると、委託により処理することは妥当と考えられる。一方、委託は情報漏えい等のリスクが高まる要素でもあり、本件事務で取り扱う情報は特段の配慮を要するものであることから、東京都（以下「都」という。）としても委託者の立場から受託者及び再委託先（以下「受託者等」という。）が委託契約等において取り決めた事項を遵守しているか監督し、受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認する必要がある。

- (2) 本件事務については現行、受託者等の管理監督は、適正に行われていることが確認できた。加えて、個人番号が記載された申請書の仕分けや個人番号を入力する業務委託については、再委託はなく、都職員による日常的な監督等により、リスクが軽減されていることが確認できた。
- (3) PMH の利用・情報連携業務及び運用保守業務については、都がデジタル庁に委託を行い、再委託されるところである。当該業務については情報セキュリティに係る全国的な水準の確保と効率的な事務の実施が要請されており、全ての都道府県が同一のシステムを利用し、デジタル庁が当該システムを管理する立場として一貫して運用保守業務を受託する必要性は高いと考えられる。

一方、(1) のとおり都としても受託者等において都が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認することが必要であるが、現時点では、受託者等における安全管理措置の詳細を確認することができないなどの課題が残されている。

今後、受託者等における必要な安全管理措置が確保される体制の一層の強化に向け、受託者やシステム事業者との適時・適切な情報共有・意見交換に努めること。

2 紙媒体の取扱い及び保管について

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報情報を紙媒体で取り扱うことが見込まれている。紙媒体の取扱いは紛失・漏えい等を引き起こす可能性が高いプロセスであることから、引き続き、枚数確認や、廃棄委託に際しての都職員の立会い等、紙媒体の取扱い及び保管についての厳格な運用管理に努めること。また、書庫の施錠方法や入退室管理、文書搬送委託の仕様等、保管に係るより強力な安全対策について、類似の事務を担当する部署とも協力し、引き続き検討すること。

3 外部記録媒体の取扱いについて

本件事務については、今後も継続して多量の特定個人情報情報を外部記録媒体に保管し、運搬することが見込まれている。外部記録媒体は、大容量のデータを記録できる一方、一度の紛失等により大量の情報漏えい等が発生するリスクがある。

引き続き、媒体を授受する際の双方確認、保管中の確実な施錠、速やかなデータ削除、以上の実施手順を遵守することを受託者に教育するなど、厳格な運用管理に努めること。

4 評価書等の点検・整備・活用について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても、定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用すること。

特に、PMHを活用した情報連携については、デジタル庁に対して今後も積極的に情報提供を求めるほか、同システムを利用する他の部署とも連携して最新の情報を収集・共有するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和6年7月26日	諮問
令和6年7月29日、8月2日及び8日	本評価書案概要説明・審議 (第83回特定個人情報保護評価部会)
令和6年8月26日	審議(第84回特定個人情報保護評価部会)
令和6年9月9日	「自立支援医療受給者証(精神通院)の交付に関する事務に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、西貝 吉晃